

2.5 μ Sv/h 超	○	×	○
1 万 Bq/kg 超	○	○	×

① 特定線量下業務かつ特定汚染土壌等取扱業務 (2.5 μ Sv/h 超かつ 1 万 Bq/kg 超)	② 特定汚染土壌等取扱業務のみ (1 万 Bq/kg 超のみ)	③ 特定線量下業務のみ (2.5 μ Sv/h 超のみ)
<p>○○事業 (工事・業務) に従事する労働者の放射線障害防止措置にかかる特記仕様書 (案)</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 ○○事業 (工事・業務) (以下「本事業 (本工事・本業務)」という。) に従事する労働者の放射線障害防止措置にかかる特記仕様書 (以下「放射線障害防止特記仕様書」という。) は、本事業 (本工事・本業務) において、放射線障害防止の観点から受注者の作業安全管理及び適正な被ばく線量管理について定めるものである。</p> <p>(適用)</p> <p>第2条 本事業 (本工事・本業務) の仕様書は、別に定める本事業 (本工事・本業務) 共通仕様書及び特記仕様書 (以下「作業仕様書」という。) のほか、本事業 (本工事・本業務) が特定線量下業務かつ特定汚染土壌等取扱業務に該当することから、放射線障害防止特記仕様書を適用する。</p> <p>(作業の履行)</p> <p>第3条 本事業 (本工事・本業務) の履行に当たっては、放射線障害防止特記仕様書及び作業仕様書のほか、「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」 (平成 23 年厚生労働省令第 152 号。以下「除染電離則」という。) 及び「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン等の改正等について (通知)」 (平成 26 年 1 月 20 日付け 25 農第 2482 号 25 企技第 1342 号。以下「通知文」という。) を遵守するとともに、「福島県の森林・林業再生に向けた森林作業ガイドライン～被ばく線量管理のための留意事項～」 (令和 8 年 1 月林野庁。以下「森林作業ガイドライン」という。) に留意して作業にあたること。</p> <p>なお、「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン等の改正について」 (平成 25 年 12 月 26 日付け基発 1226 第 19 号) については、厚生労働省 HP 等により最新版を確認すること。</p>	<p>○○事業 (工事・業務) に従事する労働者の放射線障害防止措置にかかる特記仕様書 (案)</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 ○○事業 (工事・業務) (以下「本事業 (本工事・本業務)」という。) に従事する労働者の放射線障害防止措置にかかる特記仕様書 (以下「放射線障害防止特記仕様書」という。) は、本事業 (本工事・本業務) において、放射線障害防止の観点から受注者の作業安全管理及び適正な被ばく線量管理について定めるものである。</p> <p>(適用)</p> <p>第2条 本事業 (本工事・本業務) の仕様書は、別に定める本事業 (本工事・本業務) 共通仕様書及び特記仕様書 (以下「作業仕様書」という。) のほか、本事業 (本工事・本業務) が特定汚染土壌等取扱業務に該当することから、放射線障害防止特記仕様書を適用する。</p> <p>(作業の履行)</p> <p>第3条 本事業 (本工事・本業務) の履行に当たっては、放射線障害防止特記仕様書及び作業仕様書のほか、「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」 (平成 23 年厚生労働省令第 152 号。以下「除染電離則」という。) 及び「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン等の改正等について (通知)」 (平成 26 年 1 月 20 日付け 25 農第 2482 号 25 企技第 1342 号。以下「通知文」という。) を遵守するとともに、「福島県の森林・林業再生に向けた森林作業ガイドライン～被ばく線量管理のための留意事項～」 (令和 8 年 1 月林野庁。以下「森林作業ガイドライン」という。) に留意して作業にあたること。</p> <p>なお、「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン等の改正について」 (平成 25 年 12 月 26 日付け基発 1226 第 19 号) については、厚生労働省 HP 等により最新版を確認すること。</p>	<p>○○事業 (工事・業務) に従事する労働者の放射線障害防止措置にかかる特記仕様書 (案)</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 ○○事業 (工事・業務) (以下「本事業 (本工事・本業務)」という。) に従事する労働者の放射線障害防止措置にかかる特記仕様書 (以下「放射線障害防止特記仕様書」という。) は、本事業 (本工事・本業務) において、放射線障害防止の観点から受注者の作業安全管理及び適正な被ばく線量管理について定めるものである。</p> <p>(適用)</p> <p>第2条 本事業 (本工事・本業務) の仕様書は、別に定める本事業 (本工事・本業務) 共通仕様書及び特記仕様書 (以下「作業仕様書」という。) のほか、本事業 (本工事・本業務) が特定線量下業務に該当することから、放射線障害防止特記仕様書を適用する。</p> <p>(作業の履行)</p> <p>第3条 本事業 (本工事・本業務) の履行に当たっては、放射線障害防止特記仕様書及び作業仕様書のほか、「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」 (平成 23 年厚生労働省令第 152 号。以下「除染電離則」という。) 及び「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン等の改正等について (通知)」 (平成 26 年 1 月 20 日付け 25 農第 2482 号 25 企技第 1342 号。以下「通知文」という。) を遵守するとともに、「福島県の森林・林業再生に向けた森林作業ガイドライン～被ばく線量管理のための留意事項～」 (令和 8 年 1 月林野庁。以下「森林作業ガイドライン」という。) に留意して作業にあたること。</p> <p>なお、「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン等の改正について」 (平成 25 年 12 月 26 日付け基発 1226 第 19 号) については、厚生労働省 HP 等により最新版を確認すること。</p>

【福島県 HP】

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41025b/housyasensyougai-bousi.html>

【林野庁 HP】

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/kouhou/jisin/sinrinsagyouguideline.html>

【厚生労働省 HP】

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000029897.html>

(施工計画書または業務計画書への記載)

第4条 通知文に基づく作業安全基準の現場での運用については、施工計画書または業務計画書に記載し、監督員に提出すること。

(作業届の提出)

第5条 平均空間線量率が2.5μSv/hを超える場所において特定汚染土壌等取扱業務を実施する場合は、あらかじめ除染電離則に定める「土壌等の除染等の業務・特定汚染土壌等取扱業務に係る作業届」を事業地の所在地を所轄する労働基準監督署に提出すること。

【厚生労働省 HP】

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei36/22.html>

(空間線量率等の測定結果の明示)

第6条 作業着手前に、発注者が提供する事前調査の結果(別紙〇)等について、測定年月日、測定方法及び測定結果の概要を本事業(本工事・本業務)に従事する全ての労働者に書面の交付等により明示すること。

なお、事前調査による事業地の空間線量率等の平均値、最大値、最小値等は以下に示すとおりである。

① 空間線量率

測定日	測定結果
〇月〇日	・測定点数：〇点 ・最大値：〇μSv/h ・最小値：〇μSv/h

【福島県 HP】

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41025b/housyasensyougai-bousi.html>

【林野庁 HP】

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/kouhou/jisin/sinrinsagyouguideline.html>

【厚生労働省 HP】

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000029897.html>

(施工計画書または業務計画書への記載)

第4条 通知文に基づく作業安全基準の現場での運用については、施工計画書または業務計画書に記載し、監督員に提出すること。

(空間線量率等の測定結果の明示)

第5条 作業着手前に、発注者が提供する事前調査の結果(別紙〇)等について、測定年月日、測定方法及び測定結果の概要を本事業(本工事・本業務)に従事する全ての労働者に書面の交付等により明示すること。

なお、事前調査による事業地の空間線量率等の平均値、最大値、最小値等は以下に示すとおりである。

① 空間線量率

測定日	測定結果
〇月〇日	・測定点数：〇点 ・最大値：〇μSv/h ・最小値：〇μSv/h

【福島県 HP】

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41025b/housyasensyougai-bousi.html>

【林野庁 HP】

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/kouhou/jisin/sinrinsagyouguideline.html>

【厚生労働省 HP】

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000029897.html>

(施工計画書または業務計画書への記載)

第4条 通知文に基づく作業安全基準の現場での運用については、施工計画書または業務計画書に記載し、監督員に提出すること。

(空間線量率等の測定結果の明示)

第5条 作業着手前に、発注者が提供する事前調査の結果(別紙〇)等について、測定年月日、測定方法及び測定結果の概要を本事業(本工事・本業務)に従事する全ての労働者に書面の交付等により明示すること。

なお、事前調査による事業地の空間線量率等の平均値、最大値、最小値等は以下に示すとおりである。

① 空間線量率

測定日	測定結果
〇月〇日	・測定点数：〇点 ・最大値：〇μSv/h ・最小値：〇μSv/h

	・ 平均値： <u>○μSv/h</u>
② 土壌等の放射性物質濃度	
測定日	測定結果
○月○日	・ 測定点数： <u>○点</u> ・ 最大値： <u>○Bq/kg</u> ・ 最小値： <u>○Bq/kg</u>

- 2 作業を同一の場所で継続して行う場合は、作業を行っている間、2週間につき1度、作業場所の状況調査、作業場所の平均空間線量率（ μ Sv/h）、作業の対象となる土壌等に含まれるセシウム134及びセシウム137の放射性物質濃度（Bq/kg）を測定すること。ただし、測定結果が、平均空間線量率2.5 μ Sv/h、放射性物質濃度10,000 Bq/kgを安定的に下回った場合はそれ以降の測定を行う必要はない。
- 3 大雨による表土の移動等、周辺環境に大きな変化があった場合には、放射線量等の調査を実施し、調査が終了した年月日、調査方法及びその結果の概要を本事業（本工事・本業務）に従事する全ての労働者に書面の交付等により明示すること。
- 4 なお、上記2,3の測定に要する費用については、監督員と協議のうえ、必要項目や数量を決定すること。

（被ばく線量の測定と記録）

第7条 作業時間内の労働者の被ばく線量を参考様式1により記録するとともに適切に管理すること。また、累積被ばく線量を1ヶ月ごとに労働者に通知すること。併せて、作業期間中の事業地の空間線量について参考様式2により記録し提示できるようにすること。

- 2 受注者は、労働者の被ばく線量を測定、記録しこれを30年間保存すること。ただし、当該記録を5年間保存した後または当該労働者が離職した後に、当該労働者に係る記録を（公財）放射線影響協会に引き渡すときはこの限りではない。

（被ばく線量限度）

第8条 受注者は、労働者の受ける被ばく線量の合計が、次に掲げ

	・ 平均値： <u>○μSv/h</u>
② 土壌等の放射性物質濃度	
測定日	測定結果
○月○日	・ 測定点数： <u>○点</u> ・ 最大値： <u>○Bq/kg</u> ・ 最小値： <u>○Bq/kg</u>

- 2 作業を同一の場所で継続して行う場合は、作業を行っている間、2週間につき1度、作業場所の状況調査、作業の対象となる土壌等に含まれるセシウム134及びセシウム137の放射性物質濃度（Bq/kg）を測定すること。なお、土壌に含まれる放射性物質濃度は除染ガイドライン別紙6-3に示す早見表により判定することも可能である。ただし、土壌に含まれる放射性物質濃度の測定結果が、10,000 Bq/kgを安定的に下回った場合はそれ以降の測定を行う必要はない。
- 3 大雨による表土の移動等、周辺環境に大きな変化があった場合には、放射線量等の調査を実施し、調査が終了した年月日、調査方法及びその結果の概要を本事業（本工事・本業務）に従事する全ての労働者に書面の交付等により明示すること。
- 4 なお、上記2,3の測定に要する費用については、監督員と協議のうえ、必要項目や数量を決定すること。

（被ばく線量限度）

第6条 受注者は、労働者の受ける被ばく線量の合計が、次に掲げ

	・ 平均値： <u>○μSv/h</u>
② 土壌等の放射性物質濃度	
測定日	測定結果
○月○日	・ 測定点数： <u>○点</u> ・ 最大値： <u>○Bq/kg</u> ・ 最小値： <u>○Bq/kg</u>

- 2 作業を同一の場所で継続して行う場合は、作業を行っている間、2週間につき1度、作業場所の平均空間線量率（ μ Sv/h）を測定すること。ただし、測定結果が、平均空間線量率2.5 μ Sv/hを安定的に下回った場合はそれ以降の測定を行う必要はない。
- 3 大雨による表土の移動等、周辺環境に大きな変化があった場合には、放射線量等の調査を実施し、調査が終了した年月日、調査方法及びその結果の概要を本事業（本工事・本業務）に従事する全ての労働者に書面の交付等により明示すること。
- 4 なお、上記2,3の測定に要する費用については、監督員と協議のうえ、必要項目や数量を決定すること。

（被ばく線量の測定と記録）

第6条 作業時間内の労働者の被ばく線量を参考様式1により記録するとともに適切に管理すること。また、累積被ばく線量を1ヶ月ごとに労働者に通知すること。併せて、作業期間中の事業地の空間線量について参考様式2により記録し提示できるようにすること。

- 2 受注者は、労働者の被ばく線量を測定、記録しこれを30年間保存すること。ただし、当該記録を5年間保存した後または当該労働者が離職した後に、当該労働者に係る記録を（公財）放射線影響協会に引き渡すときはこの限りではない。

（被ばく線量限度）

第7条 受注者は、労働者の受ける被ばく線量の合計が、次に掲げ

る限度を超えないようにすること。

- ① 男性又は妊娠する可能性がないと診断された女性は5年間に
つき実効線量 100mSv かつ1年間につき実効線量 50mSv
- ② 女性（妊娠する可能性がないと診断されたもの及び③のものを
除く）：3月間につき実効線量 5 mSv
- ③ 妊娠と診断された女性：妊娠と診断されたときから出産までの
間につき内部被ばくによる実効線量が 1 mSv（除染等業務
の場合に限る。）、腹部表面に受ける等価線量が 2 mSv

（作業計画の策定）

第9条 受注者は除染電離則第8条に基づく作業計画を定め、当該
作業計画により作業を行うこと。作業計画には以下の事項を
示すとともに、作業計画の作成に当たっては、森林作業ガイ
ドラインにより、特定の作業者の被ばく線量が著しく高くな
ることのないように、作業者全員の年間被ばく線量ができる
限り低くなるよう作業種と作業場所、作業日数の組み合わせ
を調整すること。また、作業計画を関係労働者に周知の上、
監督員に提出すること。

- ① 作業の場所（飲食・喫煙が可能な休憩場所、汚染検査場所を
含む）
- ② 作業の方法（労働者の構成、機械等の使用方法、作業手順、
作業環境等を含む）
- ③ 労働者の被ばく線量の測定方法
- ④ 労働者の被ばく線量を低減させるための措置（平均空間線量
測定の方法、作業時間短縮等被ばくを低減するための方法、
被ばく線量の推定に基づく被ばく線量目標値の設定を含む）
- ⑤ 作業に使用する機械、器具その他の設備の種類及び能力
- ⑥ 労働災害が発生した場合の応急の措置

（作業指揮者の選定）

第10条 受注者は業務を行うときは作業の指揮をするために必要な
能力を有すると認める者のうちから作業指揮者を定め、作業
計画に基づき以下の事項を行わせること。なお、作業手順と
は作業手順ごとの作業方法、作業場所、待機場所、休憩場
所、作業時間管理の方法をいう。

- ① 作業計画に適応した作業手順及び労働者の配置を決定するこ
と。

る限度を超えないようにすること。

- ① 男性又は妊娠する可能性がないと診断された女性は5年間に
つき実効線量 100mSv かつ1年間につき実効線量 50mSv
- ② 女性（妊娠する可能性がないと診断されたもの及び③のものを
除く）：3月間につき実効線量 5 mSv
- ③ 妊娠と診断された女性：妊娠と診断されたときから出産までの
間につき内部被ばくによる実効線量が 1 mSv（除染等業務
の場合に限る。）、腹部表面に受ける等価線量が 2 mSv

（作業計画の策定）

第7条 森林作業ガイドラインにより、特定の労働者の被ばく線量
が著しく高くなることのないように、労働者全員の年間被ば
く線量ができる限り低くなるよう作業種と作業場所、作業日
数の組み合わせを調整して作業計画を作成すること。

る限度を超えないようにすること。

- ① 男性又は妊娠する可能性がないと診断された女性は5年間に
つき実効線量 100mSv かつ1年間につき実効線量 50mSv
- ② 女性（妊娠する可能性がないと診断されたもの及び③のものを
除く）：3月間につき実効線量 5 mSv
- ③ 妊娠と診断された女性：妊娠と診断されたときから出産までの
間につき内部被ばくによる実効線量が 1 mSv（除染等業務
の場合に限る。）、腹部表面に受ける等価線量が 2 mSv

（作業計画の策定）

第8条 森林作業ガイドラインにより、特定の労働者の被ばく線量
が著しく高くなることのないように、労働者全員の年間被ば
く線量ができる限り低くなるよう作業種と作業場所、作業日
数の組み合わせを調整して作業計画を作成すること。

- ② 作業前に作業手順に関する打ち合わせを実施すること。
- ③ 作業前に使用する機械、器具を点検し不良品を取り除くこと。
- ④ 放射線測定器及び保護具の使用状況を監視すること。
- ⑤ 作業を行う箇所には関係者以外の者を立ち入らせないこと。

(飲食・喫煙が可能な休憩場所の設置基準)

第11条 作業場所での飲食・喫煙は原則禁止であるが、やむを得ない場合は、飲食場所を車内等、外気から遮断された環境とすること。これが確保できない場合には、以下の要件を満たす場所で行うこと。喫煙については、屋外であって、以下の要件を満たす場所で行うこと。

- ① 高濃度の土壌等が近傍にないこと。
- ② 粉じんの吸引を防止するため、休憩は一斉にとり、作業中断後 20 分程度は飲食・喫煙しないこと。
- ③ 作業場所の風上であること。風上方向に移動できない場合、少なくとも風下方向に移動しないこと。

2 飲食・喫煙を行う前には手袋、マスク等汚染された装具を外したうえで手を洗う等洗浄措置を講ずるとともに、外したマスクの内部に放射性微粒子が付着しないよう保管するか、廃棄すること。

(汚染検査)

第12条 作業後は指定された場所で、GM 計数管式サーベイメータを用いて身体及び車両、搬出物品等の汚染検査を実施すること。この際、履物についた泥等を落とし、また、使い捨てにする手袋やマスク等も廃棄の際に汚染検査を実施し、汚染限度である 13,000cpm 以下であることを確認すること。汚染限度を超えた場合は水やウェットティッシュで洗浄し、汚染限度を下回ることを再度確認すること。

2 持ち出し物品が汚染限度を超えている場合はその物品を持ち出してはならない。ただし、容器に入れる等、汚染物が飛散、流出しないように必要な措置を講じたうえで、ほかの特定汚染土壌等取扱業務が行われる作業場まで運搬する場合はその限りではない。

(汚染検査場所の設置基準)

(飲食・喫煙が可能な休憩場所の設置基準)

第8条 作業場所での飲食・喫煙は原則禁止であるが、やむを得ない場合は、飲食場所を車内等、外気から遮断された環境とすること。これが確保できない場合には、以下の要件を満たす場所で行うこと。喫煙については、屋外であって、以下の要件を満たす場所で行うこと。

- ① 高濃度の土壌等が近傍にないこと。
- ② 粉じんの吸引を防止するため、休憩は一斉にとり、作業中断後 20 分程度は飲食・喫煙しないこと。
- ③ 作業場所の風上であること。風上方向に移動できない場合、少なくとも風下方向に移動しないこと。

2 飲食・喫煙を行う前には手袋、マスク等汚染された装具を外したうえで手を洗う等洗浄措置を講ずるとともに、外したマスクの内部に放射性微粒子が付着しないよう保管するか、廃棄すること。

(汚染検査)

第9条 作業後は指定された場所で、GM 計数管式サーベイメータを用いて身体及び車両、搬出物品等の汚染検査を実施すること。この際、履物についた泥等を落とし、また、使い捨てにする手袋やマスク等も廃棄の際に汚染検査を実施し、汚染限度である 13,000cpm 以下であることを確認すること。汚染限度を超えた場合は水やウェットティッシュで洗浄し、汚染限度を下回ることを再度確認すること。

2 持ち出し物品が汚染限度を超えている場合はその物品を持ち出してはならない。ただし、容器に入れる等、汚染物が飛散、流出しないように必要な措置を講じたうえで、ほかの特定汚染土壌等取扱業務が行われる作業場まで運搬する場合はその限りではない。

(汚染検査場所の設置基準)

第13条 汚染検査場所は作業場所または、その近隣の場所に設けること。集約汚染検査場所を任意の場所に設ける際は、密閉された車両で移動する等、労働者や物品による汚染拡大を防ぐ措置を講ずること。なお、汚染検査場所には汚染検査のための放射線測定機器を備え付けるほか、洗浄設備、汚染廃棄物の一時保管のための設備を設けること。

2 汚染検査場は屋外であっても差し支えないが、汚染拡大防止のため、テント等により覆われていること。

3 汚染検査場を専用に設ける場合、その費用については別途協議すること。

(スクリーニング検査)

第14条 粉じん濃度が 10 mg/m³を超える作業（以下「高濃度粉じん作業」という。）を実施した場合は1日ごとに作業終了後にスクリーニング検査を実施し、その限度を超えたことがあった場合は、3月以内ごとに1回、内部被ばく測定を実施すること。なお、高濃度粉じん作業でない場合、スクリーニング検査は、突発的に高い粉じんにばく露された場合に実施すれば足りること。

2 スクリーニング検査、内部被ばく測定を実施した場合、その費用については別途協議すること。

(装備)

第15条 通知文に基づき、該当する汚染状況や作業状況に応じて適切な装備で作業すること。放射線防護資材については、作業計画書に必要な数量等を明記すること。なお、本事業（本工事・本業務）においては、以下の項目について共通仮設費の安全費に積算計上している。これによりがたい場合は、監督員と協議のうえ必要項目及び数量を決定すること。

・(使い捨て式) 防じんマスク N=○枚

・空間線量測定費 N=○日

・外部被ばく線量測定費 N=○日

※必要な項目のみ記載すること。

(除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度関係)

第16条 受注者は自社及び関係の労働者が「除染等業務」（除染電離則第2条第7項に定める「土壌等の除染等の業務」、「廃棄

第10条 汚染検査場所は作業場所または、その近隣の場所に設けること。集約汚染検査場所を任意の場所に設ける際は、密閉された車両で移動する等、労働者や物品による汚染拡大を防ぐ措置を講ずること。なお、汚染検査場所には汚染検査のための放射線測定機器を備え付けるほか、洗浄設備、汚染廃棄物の一時保管のための設備を設けること。

2 汚染検査場は屋外であっても差し支えないが、汚染拡大防止のため、テント等により覆われていること。

3 汚染検査場を専用に設ける場合、その費用については別途協議すること。

(装備)

第11条 通知文に基づき、該当する汚染状況や作業状況に応じて適切な装備で作業すること。放射線防護資材については、作業計画書に必要な数量等を明記すること。なお、本事業（本工事・本業務）においては、以下の項目について共通仮設費の安全費に積算計上している。これによりがたい場合は、監督員と協議のうえ必要項目及び数量を決定すること。

・(使い捨て式) 防じんマスク N=○枚

※必要な項目のみ記載すること。

(装備)

第9条 通知文に基づき、該当する汚染状況や作業状況に応じて適切な装備で作業すること。放射線防護資材については、作業計画書に必要な数量等を明記すること。なお、本事業（本工事・本業務）においては、以下の項目について共通仮設費の安全費に積算計上している。これによりがたい場合は、監督員と協議のうえ必要項目及び数量を決定すること。

・空間線量測定費 N=○日

・外部被ばく線量測定費 N=○日

※必要な項目のみ記載すること。

(除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度関係)

第10条 受注者は自社及び関係の労働者が「除染等業務」（除染電離則第2条第7項に定める「土壌等の除染等の業務」、「廃棄

物収集等業務)、「特定汚染土壌等取扱業務)」、除染電離則第2条第8項で定める「特定線量下業務」に係る作業に従事する場合は、除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度(以下、「被ばく線量登録管理制度」という。)へ参加すること。

2 除染特別地域内における第1項に定める「除染等業務」、「特定線量下業務」については、被ばく線量登録管理制度において定める「放射線管理手帳の運用」、「線量登録及び経歴照会等の運用」、「線量記録及び健康診断結果の引き渡し」の項目について参加すること。

3 被ばく線量登録管理制度への参加の手続きにかかる詳細について、不明な点等がある場合は、(公財)放射線影響協会へ問い合わせること。

4 本事業(本工事・本業務)においては、被ばく線量登録管理制度の登録料について、以下の数量を一括計上価格に計上している。これによりがたい場合は、労働者の被ばく線量等管理記録簿及び(公財)放射線影響協会内放射線従事者中央登録センターの領収書の写し、放射線管理手帳など登録人数を証明できる資料をそれぞれ発注者へ提出し協議の上、必要数量を決定すること。

・被ばく線量登録管理制度の登録料 N=〇人

(労務単価の補正)

第17条 本事業(本工事・本業務)は「避難指示区域内で工事・測量調査業務を行う場合等の積算基準」(以下、「避難指示区域内積算基準」という)により、労務単価(直接人件費または賃金)の補正対象事業(工事・業務)である。

労務単価(直接人件費または賃金)については、本事業(本工事・本業務)の契約期間中に避難指示区域の再編、または「福島県職員の特殊勤務手当の支給に関する規則(平成13年12月15日人事委員会規則第18号)」の改正が行われた場合は、変更の対象とすること。

なお、現場での実作業時間については下記のとおりとするが、変更が生じた場合及び積算計上と現場作業に乖離がある場合は協議を行うものとする。

本事業(本工事・本業務)での実作業時間：〇時間
※実作業時間：現場での拘束時間から休憩時間等を差し引い

物収集等業務)、「特定汚染土壌等取扱業務)」、除染電離則第2条第8項で定める「特定線量下業務」に係る作業に従事する場合は、除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度(以下、「被ばく線量登録管理制度」という。)へ参加すること。

2 除染特別地域内における第1項に定める「除染等業務」、「特定線量下業務」については、被ばく線量登録管理制度において定める「放射線管理手帳の運用」、「線量登録及び経歴照会等の運用」、「線量記録及び健康診断結果の引き渡し」の項目について参加すること。

3 被ばく線量登録管理制度への参加の手続きにかかる詳細について、不明な点等がある場合は、(公財)放射線影響協会へ問い合わせること。

4 本事業(本工事・本業務)においては、被ばく線量登録管理制度の登録料について、以下の数量を一括計上価格に計上している。これによりがたい場合は、労働者の被ばく線量等管理記録簿及び(公財)放射線影響協会内放射線従事者中央登録センターの領収書の写し、放射線管理手帳など登録人数を証明できる資料をそれぞれ発注者へ提出し協議の上、必要数量を決定すること。

・被ばく線量登録管理制度の登録料 N=〇人

(労務単価の補正)

第12条 本事業(本工事・本業務)は「避難指示区域内で工事・測量調査業務を行う場合等の積算基準」(以下、「避難指示区域内積算基準」という)により、労務単価(直接人件費または賃金)の補正対象事業(工事・業務)である。

労務単価(直接人件費または賃金)については、本事業(本工事・本業務)の契約期間中に避難指示区域の再編、または「福島県職員の特殊勤務手当の支給に関する規則(平成13年12月15日人事委員会規則第18号)」の改正が行われた場合は、変更の対象とすること。

なお、現場での実作業時間については下記のとおりとするが、変更が生じた場合及び積算計上と現場作業に乖離がある場合は協議を行うものとする。

本事業(本工事・本業務)での実作業時間：〇時間
※実作業時間：現場での拘束時間から休憩時間等を差し引い

物収集等業務)、「特定汚染土壌等取扱業務)」、除染電離則第2条第8項で定める「特定線量下業務」に係る作業に従事する場合は、除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度(以下、「被ばく線量登録管理制度」という。)へ参加すること。

2 除染特別地域内における第1項に定める「除染等業務」、「特定線量下業務」については、被ばく線量登録管理制度において定める「放射線管理手帳の運用」、「線量登録及び経歴照会等の運用」、「線量記録及び健康診断結果の引き渡し」の項目について参加すること。

3 被ばく線量登録管理制度への参加の手続きにかかる詳細について、不明な点等がある場合は、(公財)放射線影響協会へ問い合わせること。

4 本事業(本工事・本業務)においては、被ばく線量登録管理制度の登録料について、以下の数量を一括計上価格に計上している。これによりがたい場合は、労働者の被ばく線量等管理記録簿及び(公財)放射線影響協会内放射線従事者中央登録センターの領収書の写し、放射線管理手帳など登録人数を証明できる資料をそれぞれ発注者へ提出し協議の上、必要数量を決定すること。

・被ばく線量登録管理制度の登録料 N=〇人

(労務単価の補正)

第11条 本事業(本工事・本業務)は「避難指示区域内で工事・測量調査業務を行う場合等の積算基準」(以下、「避難指示区域内積算基準」という)により、労務単価(直接人件費または賃金)の補正対象事業(工事・業務)である。

労務単価(直接人件費または賃金)については、本事業(本工事・本業務)の契約期間中に避難指示区域の再編、または「福島県職員の特殊勤務手当の支給に関する規則(平成13年12月15日人事委員会規則第18号)」の改正が行われた場合は、変更の対象とすること。

なお、現場での実作業時間については下記のとおりとするが、変更が生じた場合及び積算計上と現場作業に乖離がある場合は協議を行うものとする。

本事業(本工事・本業務)での実作業時間：〇時間
※実作業時間：現場での拘束時間から休憩時間等を差し引い

<p>た実際に作業できる時間をいう。</p> <p>(健康診断)</p> <p>第18条 受注者は<u>本事業（本工事・本業務）</u>に従事する者に対し、雇い入れ時または<u>本事業（本工事・本業務）</u>に配置替えの際及びその6月以内ごとに1回、定期的に、除染電離則及び除染等業務ガイドラインに定める項目について、医師による特殊健康診断及び一般健康診断を行うこと。</p> <p>2 受注者は健康診断を受けた労働者に対して遅滞なく健康診断の結果を通知すること。</p> <p>3 受注者は健康診断を行ったときは、遅滞なく「除染等電離放射線健康診断結果報告書」を所轄労働基準監督署長に提出すること。</p> <p>4 <u>本事業（本工事・本業務）</u>においては、以下の項目について共通仮設費の安全費に積算計上している。これによりがたい場合は、必要額を協議すること。</p> <p>・<u>特殊健康診断調査票記入費 N=〇回</u></p> <p>5 健康診断の結果、放射線による障害が生じており、もしくはその疑いがあり、または放射線による障害が生ずるおそれがあると認められる者については、その障害、疑いまたはおそれなくなるまで、就業する場所または業務の転換、被ばく時間の短縮、作業方法の変更等健康の保持に必要な措置を講ずること。</p> <p>(放射線管理者)</p> <p>第19条 受注者は放射線管理者を選任し、関係する労働者の被ばく管理を含めた一元管理を実施させること。</p> <p>なお、放射線管理者は以下の放射線関係の国家資格保持者、または専門教育機関等による放射線管理に関する講習等の受講者から選任することが望ましい。</p> <p>① 第1種放射線取扱主任者または第2種放射線取扱主任者</p> <p>② 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が行う放射線防護基礎コース（旧：放射線防護基礎課程）、放射線安全管理コース（旧：ラジオアイソトープコース）、旧放射線管理コース、旧RI・放射線初級コース、旧RI・放射線上級コース</p> <p>③ 独立行政法人放射線医学総合研究所が行った放射線防護課</p>	<p>た実際に作業できる時間をいう。</p> <p>(健康診断)</p> <p>第13条 受注者は<u>本事業（本工事・本業務）</u>に従事する者に対し、雇い入れ時または<u>本事業（本工事・本業務）</u>に配置替えの際及びその1年以内ごとに1回、定期的に、除染等業務ガイドラインに定める項目について、医師による一般健康診断を行うこと。</p> <p>2 受注者は健康診断を受けた労働者に対して遅滞なく健康診断の結果を通知すること。</p> <p>3 健康診断の結果、放射線による障害が生じており、もしくはその疑いがあり、または放射線による障害が生ずるおそれがあると認められる者については、その障害、疑いまたはおそれなくなるまで、就業する場所または業務の転換、被ばく時間の短縮、作業方法の変更等健康の保持に必要な措置を講ずること。</p> <p>(放射線管理者)</p> <p>第14条 受注者は放射線管理者を選任し、関係する労働者の被ばく管理を含めた一元管理を実施させること。</p> <p>なお、放射線管理者は以下の放射線関係の国家資格保持者、または専門教育機関等による放射線管理に関する講習等の受講者から選任することが望ましい。</p> <p>① 第1種放射線取扱主任者または第2種放射線取扱主任者</p> <p>② 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が行う放射線防護基礎コース（旧：放射線防護基礎課程）、放射線安全管理コース（旧：ラジオアイソトープコース）、旧放射線管理コース、旧RI・放射線初級コース、旧RI・放射線上級コース</p> <p>③ 独立行政法人放射線医学総合研究所が行った放射線防護課</p>	<p>た実際に作業できる時間をいう。</p> <p>(健康診断)</p> <p>第12条 受注者は<u>本事業（本工事・本業務）</u>に従事する者に対し、雇い入れ時または<u>本事業（本工事・本業務）</u>に配置替えの際及びその1年以内ごとに1回、定期的に、特定線量下業務ガイドラインに定める項目について、医師による一般健康診断を行うこと。</p> <p>2 受注者は健康診断を受けた労働者に対して遅滞なく健康診断の結果を通知すること。</p> <p>3 健康診断の結果、放射線による障害が生じており、もしくはその疑いがあり、または放射線による障害が生ずるおそれがあると認められる者については、その障害、疑いまたはおそれなくなるまで、就業する場所または業務の転換、被ばく時間の短縮、作業方法の変更等健康の保持に必要な措置を講ずること。</p> <p>(放射線管理者)</p> <p>第13条 受注者は放射線管理者を選任し、関係する労働者の被ばく管理を含めた一元管理を実施させること。</p> <p>なお、放射線管理者は以下の放射線関係の国家資格保持者、または専門教育機関等による放射線管理に関する講習等の受講者から選任することが望ましい。</p> <p>① 第1種放射線取扱主任者または第2種放射線取扱主任者</p> <p>② 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が行う放射線防護基礎コース（旧：放射線防護基礎課程）、放射線安全管理コース（旧：ラジオアイソトープコース）、旧放射線管理コース、旧RI・放射線初級コース、旧RI・放射線上級コース</p> <p>③ 独立行政法人放射線医学総合研究所が行った放射線防護課</p>
--	--	--

<p>程、放射線・防護応用課程、放射線・防護基礎課程、旧ライフサイエンス課程</p> <p>④ 日本原子力発電株式会社が行う原子力発電所の放射線管理員養成コース</p> <p>⑤ (公財)放射線計測協会が行う放射線管理入門講座、放射線管理・計測講座</p> <p>⑥ 原子力企業協議会が行う放射線管理員養成講習</p> <p>2 放射線管理者は安全衛生統括者の指揮のもと、以下の事項を実施すること。</p> <p>① 発注者と協議のうえ、汚染検査場所の設置及び汚染検査の適切な実施を図ること。</p> <p>② 下請受注者による、第6条から第8条、及び第24条に定める措置が適切に実施されるよう、下請受注者の放射線管理担当者を指導、または援助すること。</p> <p>③ 除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度に参加すること。</p> <p>④ その他、放射線管理のために必要な事項を実施すること。</p> <p>(安全衛生管理体制の確立)</p> <p>第20条 受注者は安全衛生統括者を選任し、下請受注者における安全衛生管理の職務を行う者の選任、全ての関係受注者による安全衛生協議組織の開催、作業計画の作成等に関する指導または援助等の事項を実施させること。</p> <p>2 受注者は労働安全衛生法令の規定に基づき、事業地の規模に応じ衛生管理者または安全衛生推進者を選任し、線量の測定及び結果の記録等の業務、汚染検査等の業務、身体・内部汚染の防止、労働者に対する教育、健康管理のための措置に関する技術的事項を管理させること。</p> <p>なお、労働者数が10人未満の事業地にあっても、安全衛生推進者の選任が望ましい。</p> <p>3 受注者は、事業地の規模に関わらず、放射線管理担当者を選任し、線量の測定及び結果の記録等の業務、汚染検査等の業務、身体・内部汚染の防止に関する業務を行わせること。</p> <p>(汚染を防止するための措置)</p> <p>第21条 受注者は、身体、装具又は物品が汚染限度を超えることを防止するために、作業前後の靴の交換、機械等の事前養生・</p>	<p>程、放射線・防護応用課程、放射線・防護基礎課程、旧ライフサイエンス課程</p> <p>④ 日本原子力発電株式会社が行う原子力発電所の放射線管理員養成コース</p> <p>⑤ (公財)放射線計測協会が行う放射線管理入門講座、放射線管理・計測講座</p> <p>⑥ 原子力企業協議会が行う放射線管理員養成講習</p> <p>2 放射線管理者は安全衛生統括者の指揮のもと、以下の事項を実施すること。</p> <p>① 発注者と協議のうえ、汚染検査場所の設置及び汚染検査の適切な実施を図ること。</p> <p>② 下請受注者による、第5条から第7条、及び第21条に定める措置が適切に実施されるよう、下請受注者の放射線管理担当者を指導、または援助すること。</p> <p>③ 除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度に参加すること。</p> <p>④ その他、放射線管理のために必要な事項を実施すること。</p> <p>(安全衛生管理体制の確立)</p> <p>第15条 受注者は安全衛生統括者を選任し、下請受注者における安全衛生管理の職務を行う者の選任、全ての関係受注者による安全衛生協議組織の開催、作業計画の作成等に関する指導または援助等の事項を実施させること。</p> <p>2 受注者は労働安全衛生法令の規定に基づき、事業地の規模に応じ衛生管理者または安全衛生推進者を選任し、線量の測定及び結果の記録等の業務、汚染検査等の業務、身体・内部汚染の防止、労働者に対する教育、健康管理のための措置に関する技術的事項を管理させること。</p> <p>なお、労働者数が10人未満の事業地にあっても、安全衛生推進者の選任が望ましい。</p> <p>3 受注者は、事業地の規模に関わらず、放射線管理担当者を選任し、線量の測定及び結果の記録等の業務、汚染検査等の業務、身体・内部汚染の防止に関する業務を行わせること。</p> <p>(汚染を防止するための措置)</p> <p>第16条 受注者は、身体、装具又は物品が汚染限度を超えることを防止するために、作業前後の靴の交換、機械等の事前養生・</p>	<p>程、放射線・防護応用課程、放射線・防護基礎課程、旧ライフサイエンス課程</p> <p>④ 日本原子力発電株式会社が行う原子力発電所の放射線管理員養成コース</p> <p>⑤ (公財)放射線計測協会が行う放射線管理入門講座、放射線管理・計測講座</p> <p>⑥ 原子力企業協議会が行う放射線管理員養成講習</p> <p>2 放射線管理者は以下の事項を実施すること。</p> <p>① 下請受注者による第18条に定める措置が適切に実施されるよう、必要な指導、援助すること。</p> <p>② 除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度に参加すること。</p> <p>③ その他、放射線管理のために必要な事項を実施すること。</p> <p>(安全衛生管理体制の確立)</p> <p>第14条 受注者は労働安全衛生法令の規定に基づき、事業地の規模に応じ衛生管理者または安全衛生推進者を選任し、線量の測定及び結果の記録等の業務、汚染検査等の業務、身体・内部汚染の防止、労働者に対する教育、健康管理のための措置に関する技術的事項を管理させること。</p> <p>なお、労働者数が10人未満の事業地にあっても、安全衛生推進者の選任が望ましい。</p> <p>2 受注者は、事業地の規模に関わらず、放射線管理担当者を選任し、線量の測定及び結果の記録等の業務、汚染検査等の業務、身体・内部汚染の防止に関する業務を行わせること。</p> <p>(汚染を防止するための措置)</p> <p>第15条 受注者は、身体、装具又は物品が汚染限度を超えることを防止するために、作業前後の靴の交換、機械等の事前養生・</p>
--	--	---

<p>事後除染、作業場所の清潔の維持など、汚染を防止するための措置を講ずること。</p> <p>(労働者に対する教育)</p> <p>第22条 受注者は作業の指揮をする者を定めるときは、当該者に対し、特別教育を行うこと。また、作業に従事する労働者に対しては、学科及び実技による特別教育を行うこと。</p> <p>2 前項に該当する教育を実施した場合は、必要額を協議すること。</p> <p>(物品の廃棄)</p> <p>第23条 使用済みの放射線防護資材の処分方法については、各地方振興局（県民環境部）に確認すること。</p> <p>(東京電力福島第一原発緊急作業従事者に対する健康保持増進の措置等)</p> <p>第24条 受注者は、東京電力福島第一原子力発電所における緊急作業に従事した労働者を業務に就かせる場合は、次に掲げる事項を実施すること。</p> <p>① 除染電離則第 59 条の 2 に基づく報告を厚生労働大臣（厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課電離放射線労働者健康対策室あて）に行うこと。</p> <p>② 「原子力施設等における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針」（平成 27 年 8 月 31 日健康保持増進のための指針公示第 6 号）に基づき、保健指導等を実施するとともに、緊急作業従事期間中に 50mSv を超える被ばくをした者に対して、必要な検査等を実施すること。</p> <p>(その他)</p> <p>第25条 本特記仕様書に定めのない事項、または事業実施にあたり疑義が生じた場合は、監督員と協議すること。</p>	<p>事後除染、作業場所の清潔の維持など、汚染を防止するための措置を講ずること。</p> <p>(労働者に対する教育)</p> <p>第17条 作業に従事する労働者に対しては、学科及び実技による特別教育を行うこと。</p> <p>2 前項に該当する教育を実施した場合は、必要額を協議すること。</p> <p>(物品の廃棄)</p> <p>第 20 条 使用済みの放射線防護資材の処分方法については、各地方振興局（県民環境部）に確認すること。</p> <p>(東京電力福島第一原発緊急作業従事者に対する健康保持増進の措置等)</p> <p>第 21 条 受注者は、東京電力福島第一原子力発電所における緊急作業に従事した労働者を業務に就かせる場合は、次に掲げる事項を実施すること。</p> <p>① 除染電離則第 59 条の 2 に基づく報告を厚生労働大臣（厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課電離放射線労働者健康対策室あて）に行うこと。</p> <p>② 「原子力施設等における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針」（平成 27 年 8 月 31 日健康保持増進のための指針公示第 6 号）に基づき、保健指導等を実施するとともに、緊急作業従事期間中に 50mSv を超える被ばくをした者に対して、必要な検査等を実施すること。</p> <p>(その他)</p> <p>第 22 条 本特記仕様書に定めのない事項、または事業実施にあたり疑義が生じた場合は、監督員と協議すること。</p>	<p>事後除染、作業場所の清潔の維持など、汚染を防止するための措置を講ずること。</p> <p>(労働者に対する教育)</p> <p>第 16 条 作業に従事する労働者に対しては、学科による特別教育を行うこと。</p> <p>2 前項に該当する教育を実施した場合は、必要額を協議すること。</p> <p>(物品の廃棄)</p> <p>第 17 条 使用済みの放射線防護資材の処分方法については、各地方振興局（県民環境部）に確認すること。</p> <p>(東京電力福島第一原発緊急作業従事者に対する健康保持増進の措置等)</p> <p>第 18 条 受注者は、東京電力福島第一原子力発電所における緊急作業に従事した労働者を業務に就かせる場合は、次に掲げる事項を実施すること。</p> <p>① 除染電離則第 59 条の 2 に基づき、3 月ごとの月の末日に、「指定緊急作業従事者等に係る線量等管理実施状況報告書」（電離則様式第 3 号）を厚生労働大臣（厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課電離放射線労働者健康対策室あて）に提出すること。</p> <p>② 「東京電力福島第一原子力発電所における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針」（平成 2 3 年東京電力福島第一原子力発電所における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針公示第 5 号）に基づき、保健指導等を実施するとともに、緊急作業従事期間中に 50mSv を超える被ばくをした者に対して、必要な検査等を実施すること。</p> <p>(その他)</p> <p>第 19 条 本特記仕様書に定めのない事項、または事業実施にあたり疑義が生じた場合は、監督員と協議すること。</p>
---	--	--